

定額減税のお知らせ (重要)

「旭」のみで勤務されている「甲」の方へ

定額減税手続きで必要となる「扶養控除等(異動)申告書」を記入の上、期日までに各事業所へご提出下さい。期日を過ぎますと税務手続き上、6月給与に反映されません。ご理解の程よろしくお願い致します。

締切期日4/30

各事業所へ郵送でも可(4/30必着)

【定額減税の概要】

急速な物価上昇に対する国民の負担を軽減するため、納税者本人と扶養家族を対象とした減税が行われます。具体的な減税額は一人あたり所得税3万円と住民税1万円の計4万円です。

【対象者】 対象者は下記全てを満たす方です。

所得税 ・ 令和6年分所得税の納税者である居住者
・ 令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下

住民税 ・ 令和6年度の個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円以下の納税者
※(個人住民税が非課税・個人住民税均等割他)に該当する方は対象外

【定額減税額】

税目	種別	減税額
所得税	本人 ※1	3万円
	同一生計配偶者 ※1 ※4	3万円
	扶養親族 ※1	3万円/人
個人住民税 (所得割)	本人 ※1	1万円
	控除対象配偶者 ※2 ※5	1万円
	扶養親族 ※2	1万円/人
	控除対象配偶者を除く 同一生計配偶者※2	1万円 ※3

- ※1 居住者に限る
※2 国外居住者を除く
※3 令和7年度分の所得割の額から控除
※4 同一生計配偶者 = 納税義務者と生計を一、かつ、合計所得48万円以下
※5 控除対象配偶者 = 同一生計配偶者のうち、納税者の前年の合計所得が1,000万円以下

【減税方法】

所得税 ・ 給与等を支払う際に、源泉徴収税額から定額減税額を控除することで減税されます
①令和6年6月1日以降に支払う給与等に対する源泉徴収税額から定額減税額を控除する
②年末調整の際に精算を行う

住民税 ・ 令和6年6月の住民税は特別徴収されません
・ 令和6年7月～令和7年5月まで、減税額を差し引いた額で特別徴収されます